

## 1. 父性についての再考察

### — 父性についての考察への補足と結論 —

特別研究員 宮崎 叶

#### 第1節 まえがき

この論文は父性についての考察<sup>1)</sup>の続編である。〈プロジェクト研究〉母性・父性に関する研究の主任研究者を引き受けるに当たって、研究期間を3年としたについては、第1年次には父性を、第2年次は母性を、第3年は父と母と子、ときには父なしの母と子、母なしの父と子などの家族を考察して、母性・父性の性格を明らかにしようと考えたのであった。ところが、父性についての考察が思いのほか長いものになってしまい、〈プロジェクト研究〉のメンバーの日本総合愛育研究所紀要での発表スペースを奪う結果になったゆえに、結論は「おわりに代えての考察」という曖昧なものになって、第2年次で母性について同様のことを行なえば、母性については文献が多いだけに、プロジェクトのメンバーに更大きな迷惑を掛けることになりかねず、資料は集まっていたものではあったが、結論が曖昧になるのは父性の場合と同様と考えて発表をさし控えたのであった。

父性についての考察<sup>1)</sup>(以後前編と記す)では、性的なものを別にすれば、男女の心理・思考・行動には差がないことを(個々人を比較すれば、取り上げる諸々の性質で、男と男の間、男と女の間、女と女の間には差があることはもちろんであるが)ほめかしておいたのであるから、その点を明快にするなら、男を女に読み替えれば大きなスペースを用いて改めて母性についての考察はする必要はなかったともいえる。

第3年次に予定した家族についての考察は、育児で問題になる父・母・子の諸々の性質・性格の組み合わせを考慮して論じるなら、とめどなく議論が広がるばかりで収集が付かなくなってしまう。しかしこれを放置して置いたのでは、母子保健としてのプロジェクトから父性・母性がすっかり脱落してしまうことになって、プロジェクトを引受けながら無責任のそしりを招きかねない。この父性についての再考察の中で、家族の成立に絶対必要な男女の性的役割を付録的にでも扱うことで、母性・父性に関する研究の主任研究者の任を果たさせて頂くこと

にしたい。

#### 第2節 補足すべきこと

前編の論旨については特別の批判はされていないようである。そこからだけでは結論を出せなかったのは前述したとおりで、その後筆者の考えが変わった点もあり、参考にすべき文献もたくさん出ているし、すでに扱った文献のなかに、その位置や意味を明らかにせずすましてしまったものもあるので、結論を導く上で必要と思われるものに限って取り上げる。

まず恩師齊藤文雄先生の「父親と育児」<sup>2)</sup>である。これは結論に至る論理とは無関係であるが、前論で文献の所在不明として扱って置いたのが、出版が昭和17年、第2次大戦中であったことが判明したので、ここに記しておく。我が国での父親向けの育児書の出現は意外に早かったのである。その論旨は「世情が急迫して、母を含めて女性も家庭の内外で働かなければならなくなった今、父親も大いに育児に参加すべきで、合理的に育児に参加できるよう、子どもの生理・病理を理解しなければならない」というのである。女性を家庭外に引き出したのは父親への動員だったのであるから、論理に多少の矛盾を感じないではないが、また、育児は女性の仕事・役割とする臭いも感じられるけれど、この男性優位社会の黙認追認は前編で取り上げた「新小児科学体系28、育児学」と「乳幼児保健」の、筆者が紹介した項目を分担した、男女を問わない執筆者総べての記述にみられるところであって、この臭いを払拭するのがこの論文の筆者の役割であることをあらためて感じさせられた。

さて、本題にはいって渡辺恒夫氏の「脱男性の時代—アンドロジナスをめざす文明学」<sup>3)</sup>を取り上げる。氏はボーボワール氏に対抗して「人は男として生れるのではない。男につられるのだ」と強調したいというのであるが、現代性科学の発見とうたいながら、男性の変性願望をいっているに過ぎないもので、ボーボワール氏の哲学に対抗するなど及びもないが、これを読んだことも関係して、筆者は「人は男に生れ男につられるのだ」と考

えるようになった。男に生れは男の子に生れで、男につくられるは男の大人につくられるである。男の貌などというように、男という言葉で成人した男性を表現するのは立派な日本語であるので「人は男に生れ男につくられるのだ」という表現は、ポーボワール氏の言葉に引きずられた気配があるにせよ、またポーボワール氏の言葉をうけていればこそ、日本語として無理なく理解されるはずである。このように考えるようになったのは前編で「氏(ポーボワール)が認めていた最小限の男女での性差以外のものが、そう多くではないにしても、生得的なものとして認められてきているいま」と記したのを取消したい心境になっていたという事情もある。もちろん女性も「人は女に生れ女につくられる」ということになる。ユング氏の直弟子である M.L. フォン・フランツ氏は、ユングの神話の分析に基づいて「女性が女性であるのに対し、男性は男性に成らねばならない<sup>4)</sup>」と言う。これは、後に触れる男性と女性の発生の陰喩と考えれば捨てがたいので、一部借用して、上記のような筆者なりの記述になった次第で、それぞれの男女の人格形成の、環境も関わる悪戦苦闘は表現出来るのではあるまいか。ユング氏のオールド・ワイズ・マン、グレート・マザーを指すことなど非常に困難な平凡な我々なら、もっとすなおに「人は男に生れ男になる」、「人は女に生れ女になる」と言うべきかもしれない。

人とは何か。前編でもポーボワール氏の言葉を紹介したさい、定義なしに人という言葉を使ってきた。その雄が親になった状態が父であるといえるような「それ」が思いあたらなかったからであるが、此处で、人とは今の生物学の知識からだけでも、その染色体を見ただけで人と判定できる動物だと言ってしまふことにする。

人の染色体は23対46本であり、例外があるにしても、それにより人であることが見誤れることはない。染色体の構造は分子生物学的にかなり明らかにされており、今もなお明らかにされつつあるし、将来さらに明らかにされることであろう。性を決定する性染色体について言えば、人の場合受精卵の染色体がホモ即ち XX であれば雌性・女性であることが、ヘテロ即ち XY であれば雄性・男性であることが遺伝的に決定される。

生物学・医学に疎遠な読者のために蛇足をくわえるなら、発生当初の受精卵には、男性の性原器であるウルフ氏管と女性の性原器であるミュラー氏管が一対ずつ発達を続けているので、精腺の分化は胎齢7週頃 Y 染色体で作られる H-Y 抗原によって精巢形成のスイッチがはいり、精巢はすぐに(胎齢8週以前)ミュラー管抑制因子を、やがて(9週頃)男性ホルモン(テストステロン)

を分泌するようになって、男性化が進む。XX 受精卵の場合は、ミュラー管抑制因子に作用されないでミュラー管は発達を続け、男性ホルモンにさらされないウルフ氏管が退化してゆくのに応じ11週頃頃から卵巢の形成がはじまり、よく知られているように胎児期のうちに、生後思春期以後に排卵される卵の数をはるかに越える数十万個もの卵が作られてしまうのである。

最近問題になっていることに脳の性分化がある。女性に特有な性周期に脳が関係していることが判明している。脳に性差があることは確かで、男性の性行動に胎生5か月～7か月頃に臨界期があるとされる男性ホルモンの関与があることも知られている。ここでも、女性脳が原形で、男性脳はその作り変えであるといえ、男女の脳の形態的の差も指摘されている。

以上女性が基本型で、男性はその改造型であると言える生物学・医学的な事象をいくつか記してきた。しかしそれだから女性が男性に対して優位であるとか、優位であるべきだとか言うつもりはない。しかし少なくとも男性優位論の根拠になるものは見当たらないのである。哺乳類でこそ雌性の染色体型が XX、雄性のそれが XY であるのであるが、鳥類の染色体では雌性が ZW とヘテロで、雄性が WW とホモであることを付記しておく。

脳については主として、川上正澄氏の「男の脳と女の脳」<sup>5)</sup>に依って記してきた。犬島清氏の「女の脳・男の脳」<sup>6)</sup>では、もっと広い範囲の男女の行動や感覚の差異を、脳起源のものとしているが、筆者は、川上氏が「妊娠中強いストレスにさらされた女性の、防衛反応としてその女性ホルモンアンバランスが胎児の脳に影響して、男女の同性愛者が生れるという研究が実ることを期待する」というところで留まっている態度に組したい。

以上、胎生のかかなり初期から男は男、女は女ということになる。もちろん、卵や精子の構造の異常から XO、XXX などの女性、XXY、XYY (これは正常の男性とされているものの中かなりみられる)や、受精卵の発生の仕損じによる真性及び仮性半陰陽があるが、これは病理的な問題として、母子保健や育児の立場からは避けて通ってよいと思われる。

男は男、女は女といったが人の雄性、人の雌性なので共通に人としての性質をもっている。男性と女性の発生を分けるのは、23の染色体のうち必ず1対の性染色体に過ぎず、人の発生・成長・発達・成熟を考える場合ほかの22対の働きが大きな役割を担っているのは当然である。Yには性の決定以外重要な遺伝子がないようなのに対して、Xには色覚、血凝固など、重要な遺伝子が数十以上あることが知られている。男性も22対の染色体群

に加えてX染色体を持っているのであるから、男性であるまゝに人なのである。例としては適当でないかも知れないが、遺伝的素質やボディビルなどによって筋肉隆々たる姿態になった女性がいる、それは人の女性なのであって、男でも、男らしいでも、男っぽいでもないものである。

これに似たことには前編でも触れたし、殊に、行動や思考や感性に就いては、男らしさ、女らしさという考え方に否定的に対処してきたのであるが、男の脳と女の脳に差があることを明らかにした今は、それぞれ男あるいは女の行動や思考や感性であることが理解されよう。その間にオーバーラップがみられるのは、男女である以前に人なのであるから当然である。

男が親になれば父に、女が親になれば母になる。しかし、親になるには男が女を愛し理解し、女が男を愛し理解し、法的手続きのうえ結婚して、男の愛撫によって女がオルガスムを感じるというようなものから、強姦にちかい、いや強姦そのものかもしれない男と女の性交が前提となる。ノーベル賞受賞者の精子によるなど人工受精が言われる現在、性交による受精はともかくとして、女の胎内で妊娠が起こり、それが継続して赤ちゃんが生れることは必要条件である。妊娠中の女性胎内の胎児に、また赤ちゃんとして生れてきたあかつきには、その子の成長発達に、責任をもって力を貸そうとしている男があればそれが父親である。普通はその卵子に対する精子の提供者であろうが、そうでない場合がありうることは前編でも記した。養親子のことを考えれば、親と子は血縁関係にある必要はない。父親についての考え方は母親にも当てはまる。母親の場合でも、生んだ赤ちゃんが必ずしも血縁関係になくてもよいことは、代理母の妊娠分娩ですでに現実に見られている。

前編で紹介した「父親は、家族における社会の代表者としての父親、社会における家族の代表者として、母親の表出的役割とは違う道具的役割をもつ」とするフロイト的なものをはじめとする。父親や母親のイメージや役割の分担は多少とも父権社会の現状に影響されて、それを追認していると記したが、筆者はここに純粋な性的役割を別にすれば、人の男についていえることは女にも、人の男親である父についていえることは、女親である母についても言えることとして、父権社会、男優先社会の思考方式から離脱することにした。父権社会は現存するし、筆者と同じように生物学に立脚しながら女性の生理学的特徴が、女性の劣位化を普遍的なものにするという人類学者もあるが、世の中には、女性優位の社会も実在し、前記したような人類学者を批判論難する文化人類

学者もいるのである<sup>6)</sup>。

母性愛があれば、それに匹敵する父性愛がある。前編でバダンテール氏の「母性愛は授乳をきっかけにスイッチがはいるおまけ愛である」という説を紹介した。昨今の育児では母は授乳したり抱いたり入浴させたり、赤ちゃんの身近にいますので、愛にスイッチが入り、愛が強化される機会が多いのは確かであるが、父親も似たような機会が与えられればおまけの愛をもらえる苗床も持っていることには変りはない。

かつてそうであったように、今の育児環境でも母性愛が男には期待できない次元の愛と感じられることは多いであろう。それを尊重するのは良いけれどけれど、それを利用して、育児を母のみに押し付けようとするのは、男のエゴである。女は母になる前に妊娠というハンディをもつが、それを利用して、女性を家庭や社会で劣位に置かれるのが当然とするのも同断である。

父性・母性といったが、その心構えにも関わらず子に対して責任を果たせるとは限らず、父や母や、あるいはその両者の思考や行動様式によっては、子から父あるいは母として評価され承認されないことはありうる。

赤ちゃんが生れた直後からの、母子の絆の確立に役立つといわれる行動が研究されている。母乳栄養もその一つで、それをするのが母の義務であるようにさえ言われる。筆者は生れた直後から母と別れて、人工栄養で立派に育った幾人かの人を知っているので、母乳栄養をするのは極めて自然なこととは思いますが、それが母の義務とは考えない。母の産後の休暇が6か月なら6か月、1年なら1年間母乳を与えるのも自然のようであるが、与えなければならぬとは考えない。我々は、成人T細胞白血病の母は、その生んだ子に母乳を与える可きでないとする研究者に反対する確乎としたデータをもっていない。何ら母を支持応援することなしに長期間の母乳栄養を義務であるかのようにいうのは、母に不当な労働を強いることになって男側のエゴというほかはない。

ネオテニイの研究者のなかには、生後18か月くらいはひとの子は胎児であると主張するものがある<sup>7)</sup>。胎児であるならその期間は母乳を与えるのが当然ともいえようが、人の母はカンガルーのように腹に袋を持っているわけではないのであるから、ポルトマン氏にならって人の赤ちゃんは生理的未熟児と考えて慎重に育てればよいと考える。

最近母の育児に対する不安が高まっている。ラマーズ法などはその不安を解消しようとする第一歩とも思われるが、実は胎教を名分に、あるいは良い子を生もうという掛け声で、妊婦を不安に陥れている事例も少な

くない。育児書の内容が言われるが、良い子に育てようなどという「児童は人として尊ばれる」という、児童福祉法に違反しそうな子どもについての勝手な価値判断をもちだして不安を掻き立てているものもある。

何らかの事情で妊娠がおこったとする。妊娠した女性がその妊娠を継続して赤ちゃんを生もうと決意すれば、もうそこに母性が成立する。自分に母性としての能力があるかなどと、心を惑わすことはない。これについては前編でも、松田道雄氏の言葉を紹介した。資格のある？母になろうと志し、勉強するのはよい。しかしその効果はあまり期待しないほうが良い。望ましいのは、その妊娠を支持する環境であるけれど、最低限の夫の支持応援さえ望めないこともある。赤ちゃんが生まれて、育てて行く間中、今は母になっている人を支持応援する人的物的環境が欲しく、夫、夫や妻の父や母や親戚、妻の友人、地域の知人、人が住むにふさわしい家といろいろ考えられるけれど、そのいずれもが得られないにしても、人である母が育てるなら、必ず人にそだつことは、狼に育てられた少女が人になれなかったという伝説以上に信じてよい科学的な根拠がある。その母性も放棄されざるをえない状況もおこりうる。その例については前編で触れておいたが、その母も死んでしまうなど、赤ちゃんが人に相応しい環境に置かれることがのぞめないなら、その時こそ医療・母子保健・福祉の出番ということになる。そのときが医療・母子保健・福祉の出番というのでは余りに遅すぎるという意見は当然ある。いろいろな協力や援護があるにしても、あるいは協力や援護があり過ぎて母や父母が育児に当惑することは有り得ることで、また母子保健の専門家の目から、放置するなら子どもが人になり難いと思われる事態が起きるかもしれない。この場合の人は、染色体から定義した筆者の人とは意味が違うのであるが、そのような事態に対応するには、母子保健体制の拡充とその従事者の一段の研究と勉強が必要であろう。

生物学的に、人の親である父親とは何かを論じた。第二研究年度のテーマとしていた母親についても同じ説明がなりたつとした。第三年次のテーマとした家族については、核家族には応用でき、核家族が基本であるとする建前からは、現在の母子保健にもいくらかは役立つとは思われるけれど、現代の家族の実情はそれほど簡単なものではなく、筆者が文献として集めた論文や書物は収拾

がつかない山になっている。1987年の9月の初旬に開始された、終了したら話題を統計的に扱って議論の出発点にしようとして計画していた朝日新聞のテーマ談話室・家族も1988年7月の現在未だ終了していない。家族についてはこのプロジェクトと別に稿を改めて論じなければならぬと考えさせられている。

### 第3節 結論

これは前後編を通しての結論である。人の男の大人で、ある子どもの成長発達に責任を持つと決意しているなら、その人は父性をもつといえる。血縁の有無には関係しない。前編で議論したところに従い、父的な人は子的な人より20歳以上年長であることが望ましいと言っておくほうが現実的であろう。この論文は母性・父性のシステム研究の一環であるから、母性についても、人の女の大人で、ある子どもの成長発達に責任を持つと決意しているなら、その人は母性をもつと言えることを付け加えておく。

父性愛も母性愛も共に人の愛であって、量的にはともかく、質的には同じで差別すべきではない。愛の他にもいろいろな能力で、それぞれの父、それぞれの母、それぞれの父母の間に差があるのは現実であって、子どもの性質の多様さも関係して、育児が複雑になることはやむをえない。このように、核家族においてさえ育児が容易ではないのに、現実の家庭には附加があったり、欠陥があったりする。母子保健の対応には一層の工夫や努力が要請され、家族保健として、構想を新たにしてお応答すべきであるとさえ思われる。

### 文 献

- 1) 宮崎 叶：父性についての考察，日本総合愛育研究所紀要，第22集，22～34頁（1986）
- 2) 斎藤文雄：父親の育児，羽田書店（1942）
- 3) 渡辺恒夫：脱男性の時代—アンドレジュナスをめざす文明学，勁草書房（1986）
- 4) M.L. フォン・フランツ著，松代洋一他訳：男の脳と女の脳，紀伊国屋書店（1988）
- 5) 大島 清：女の脳・男の脳，祥伝社（1987）
- 6) エドウィン・アードナー，他，山崎カオル訳：男が文化で，女は自然か？，晶文社（1987）